

まちの人々は派手な色使いで目立っている広告物よりも、**まちの雰囲気と調和し**
シンプルでわかりやすい広告物を高く評価しています。



京都市の基準に適合し、
きれいで見やすい表示を行いましょう！

詳細は裏面をご覧ください。

ガラス窓等に表示する際のポイント

☑ 窓全面をふさがず、余白を生かしましょう。

- ・窓面に余白を残すことで、開放感が得られ、すっきりわかりやすくなります。



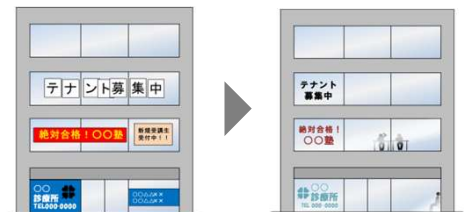
☑ シンプルですっきりとしたデザインを心がけましょう。

- ・下地を落ち着いた色にすると文字が見やすくなります。
- ・情報量（文字・色数）を抑えるとわかりやすくなります。
- ・写真の代わりにマークやイラスト等を使用するとすっきりとした印象になります。



☑ 規則正しく配置しましょう。

- ・大きさや高さを揃えて表示することで、整然とした印象になります。
- ・複数テナントが入るビルでは、各階で表示位置や仕様を揃えると見やすくなります。



屋内側から表示する場合でも、以下のような規制(抜粋)があります。

- ◆ ガラス窓等の開口部に表示できる面積
 - ・ガラス窓等に表示を行う際、1階は開口部の**50%以下**、2階以上は開口部の**30%以下**としてください。
- ◆ 色彩の規制
 - ・けばけばしい色彩を下地に使用することはできません。
 - ・建築物や周囲の町並みの景観と調和するものとしてください。

※その他にも規制があります。
詳しくは「京の景観ガイドライン 広告物編」をご覧ください。



けばけばしい色の例

ご不明な点等ございましたら、以下までお問い合わせください。

京都市 都市計画局 都市景観部 広告景観づくり推進課

住 所：〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地京都市役所 分庁舎2階

T E L：(075)222-4137 F A X：(075)251-2877 メール：okugai@city.kyoto.lg.jp

時 間：午前8時45分～11時30分、午後1時～3時

京都市 屋外広告物関係

